



2020年9月14日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 潮崎 敏彦
(コード番号 5930 東証第一部)
問合せ先 執行役員 CSR 統括部長 松山 成強
(TEL 03-5844-7330)

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

文化シャッター株式会社(社長:潮崎 敏彦)は、2010年6月9日に公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定に違反する行為(「全国における価格カルテル」「近畿地区における受注調整」)があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2010年度に課徴金を納付いたしました。

その後、かかる排除措置命令および課徴金納付命令に対して、当社は審判手続きにおいて異議申し立てを行ってまいりましたところ、2020年8月31日付で公正取引委員会から、課徴金の一部を取消し、その余の請求については棄却する旨の審決を受けました。

当社は、審決の内容を検討いたしました結果、全国における価格カルテルに係る審決については同内容を不服とし東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起すること、および近畿地区における受注調整に係る審決については審決取消訴訟を提起しないことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件に関わる課徴金につきましては2010年度に納付し、同年度に特別損失として計上しており、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

以 上